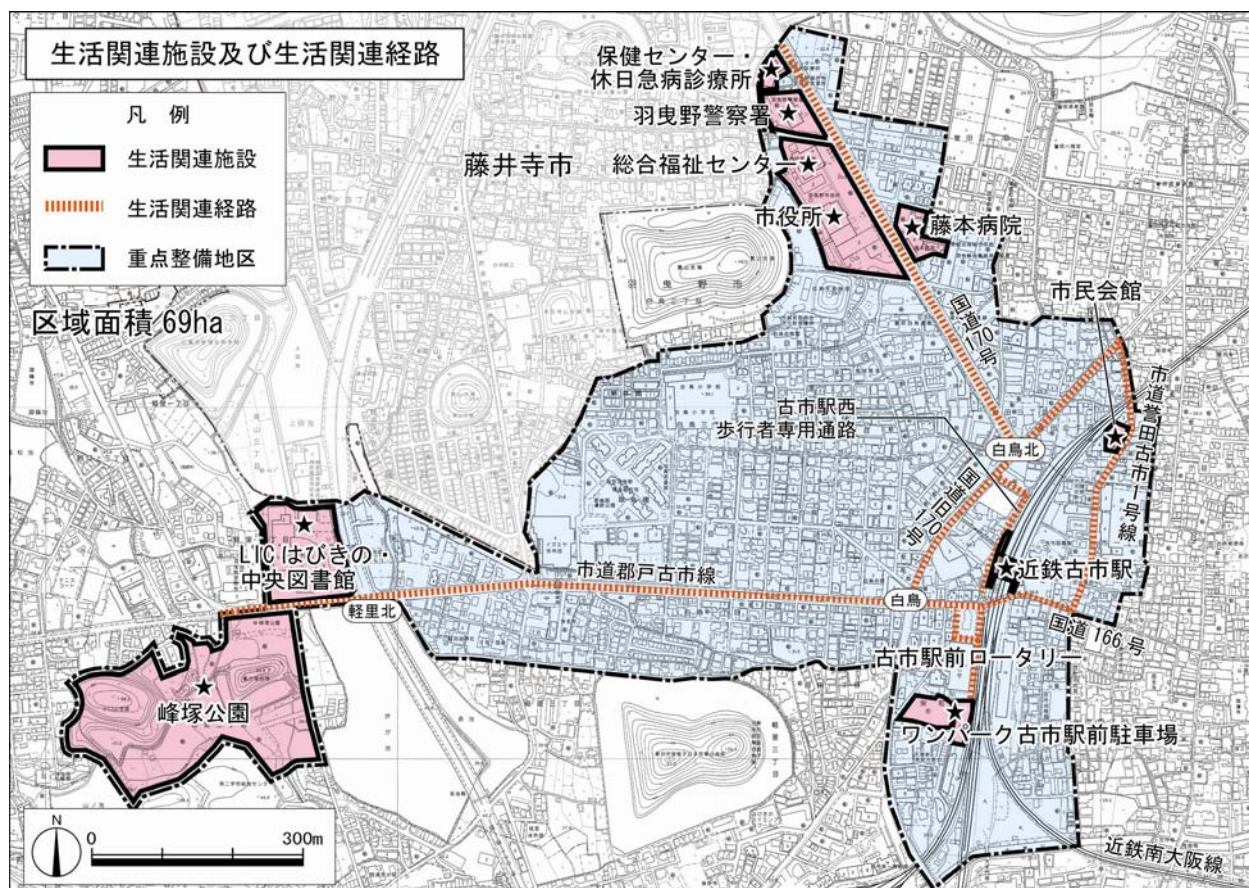


第6章 重点整備地区における整備目標

1. 重点整備地区の区域

重点整備地区の区域については、北は国道170号とその沿道の保健センター・休日急病診療所と藤本病院を含み、西については市境界線を経てLICはびきの・中央図書館、峰塚公園を含みます。また、南については市道郡戸古市線沿道とワンパーク古市駅前駐車場を含み、東については市道誉田古市線とその沿道の市民会館を含みます。



2. 実施する特定事業等

○公共交通特定事業

特定旅客施設において実施する事業で、エレベーター、障害者用トイレ等の整備のほか、鉄道、バス等の車両の整備に関する事業です。

○建築物特定事業

特別特定建築物において実施するエレベーター、障害者用トイレ等の整備に関する事業です。

○都市公園特定事業

都市公園において実施する園路、障害者用トイレ、休憩所等の整備に関する事業です。

○路外駐車場特定事業

特定路外駐車場において、車いすを利用している人が円滑に利用することができる駐車施設や、その他の円滑な移動のために必要な施設の整備に関する事業です。

○道路特定事業

道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善等のほか、施設の場所を案内する標識の設置等に関する事業です。

○交通安全特定事業

感应式信号機や音響式信号機、道路標識や横断歩道等の道路標示の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取締りの強化や広報及び啓発活動に関する事業です。

○その他の事業

特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備に関する事業で、特定事業以外の事業となります。

3. 整備目標時期

重点整備地区において取り組む特定事業の目標とする整備時期は、次のとおりです。

整備時期	年 次
短 期	平成 21 年～22 年
中 期	平成 23 年～25 年
長 期	平成 26 年以降

※地権者等との調整や財政状況等により、整備時期が前後することがあります。

4. 実施する特定事業等の整備方針と整備概要

(1) 公共交通特定事業

【整備方針】

- 高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、鉄道駅、バスの公共交通移動等円滑化基準及びガイドラインへの適合に努めます。
- 鉄道駅における移動等円滑化経路の確保については、出入口から改札、トイレ及び車両の乗降口に至るまで、安全かつ円滑に移動できる経路の確保に努めます。また、設備等については、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、利用者の安全性・利便性の向上を図ります。
- バスについては、車両の低床化をはじめ、利用者の立場に立った環境整備に努めます。

【整備概要】

①近鉄古市駅 [事業者：近畿日本鉄道株式会社]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
●エレベーターの設置				エレベーターの設置に併せて実施
●階段への2段手すりの設置				
●多機能トイレの設置				
●視覚障害者誘導用ブロックの設置 (トイレ等への誘導)				
●券売機の蹴込みの設置				
●ホーム内方線の設置				
●ホーム待合室の扉の改修				
●運行情報提供設備の設置				
●点字案内板(触知図)の設置				
●階段・改札口への誘導チャイムの設置				
●西側出入口の勾配緩和				

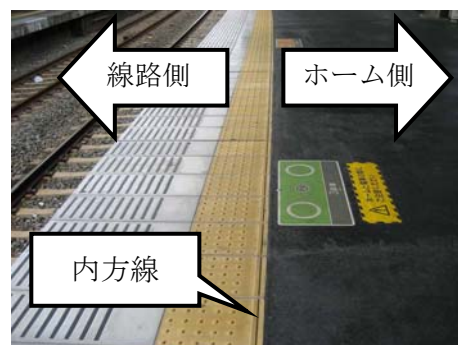
ただし、事業実施については、国・地方公共団体からの事業費補助を前提とします。

●：整備基準等への適合が求められる整備

○：整備基準等適合以外の整備



(例) 運行情報提供設備



(例) ホーム内方線

②近鉄バス [事業者：近鉄バス株式会社]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
●低床車両の導入				100%導入済み 入替え時も継続して導入
○職員教育の徹底				

●：整備基準等への適合が求められる整備

○：整備基準等適合以外の整備

(2) 建築物特定事業

【整備方針】

- 高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、建築物移動等円滑基準への適合に努め、また、建築物移動等円滑化誘導基準や大阪府福祉のまちづくり条例等に準じた整備をめざします。
- 出入口及び車いす対応駐車場から各施設の主な居室やトイレ等へのバリアフリー化された移動経路の確保に努めます。また、設備等については、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

【整備概要】

①市役所 [事業者：市（施設管理者）]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
●案内標識の設置				トイレへの誘導等
●階段・スロープ接続部への点状ブロックの敷設				
●視覚障害者誘導用ブロックの設置 及び改良（連絡通路・東側玄関前等）				明度差の確保等
○トイレへの手すりの設置				
●障害者用トイレへのオストメイト水洗器具の設置				
●東側玄関部へのスロープの設置等による段差の解消				
●敷地内通路の改善（駐車場入口部）				通路の設置
●南側玄関前通路の改善				滑りにくい表面への改善等

●：整備基準への適合が求められる整備

○：整備基準適合以外の整備

※オストメイト水洗器具

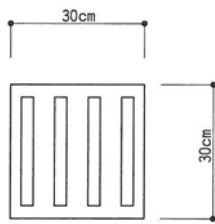
大腸や膀胱の病気治療のため、手術によって人口肛門や人工膀胱を造設した方（オストメイト）が利用するための、シャワーや専用流し台等の水洗器具



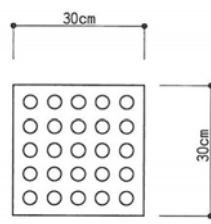
(例) 視覚障害者誘導用ブロック



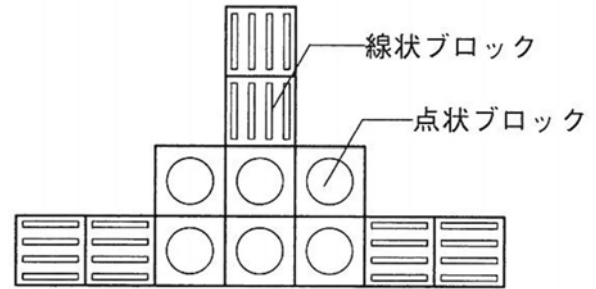
(例) 階段接続部の点状ブロック



線状ブロック



点状ブロック



出典 高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

※視覚障害者誘導用ブロック

歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するための「線状ブロック等」と、前方の危険の可能性や歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すための「点状ブロック等」を適切に配置し、視覚障害者の円滑な移動を支援するもの

②総合福祉センター [事業者：市（施設管理者）]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
●案内標識の設置	■			トイレ等への誘導等
●障害者用トイレへのオストメイト水洗器具の設置		■		
●出入口扉の改善（南側出入口）			■	
●車いす対応駐車場の改良	■			

●：整備基準への適合が求められる整備

○：整備基準適合以外の整備

③保健センター・休日急病診療所 [事業者：市（施設管理者）]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
●案内標識の設置	■			分かりやすいものへの変更等
●階段接続部への点状ブロックの設置	■			
●視覚障害者誘導用ブロックの設置 （玄関前）	■			
●手すりの改善（1階階段）	■			
○手すりの設置（診療室前）		■		
●障害者用トイレへのオストメイト水 洗器具の設置		■		
●車いす対応駐車場の設置	■			
○敷地内通路の改善 （駐車場からの経路）	■			溝蓋の改善



（例）目の細かいグレーチング

④LIC はびきの・中央図書館 [事業者：市・指定管理者]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
●案内標識の設置	■			トイレ等への誘導等
●視覚障害者誘導用ブロックの改良 （アトリウム等）		■		明度差の確保等
●階段段鼻の改良 （アトリウム・北側出入口）	■	■		
●出入口扉の改善 （駐車場出入口・図書館出入口）			■	

●：整備基準への適合が求められる整備

○：整備基準適合以外の整備

⑤市民会館 [事業者：市・指定管理者]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
●案内標識の設置	■			トイレ等への誘導等
●階段接続部への点状ブロックの設置	■	■		ホール前階段（２段）含む
●視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良（道路から受付への経路）	■	■		
●階段段鼻の改良		■		
●エレベーターの改修			■	
○トイレ内の呼び出しボタンの設置（２階男子トイレ）		■		
●障害者用トイレの設置			■	オストメイト水洗器具の設置を含む
●車いす対応駐車場の改良	■			幅員の拡張
○敷地内通路の改善（玄関前）	■	■		舗装面の修繕・溝蓋の改良

⑥羽曳野警察署 [事業者：羽曳野警察]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
●視覚障害者誘導用ブロックの設置（玄関から受付への経路）	■			
●手すりの設置（玄関前階段）	■			
●車いす対応駐車場の見直し	■			

⑦藤本病院 [事業者：医療法人医仁会]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
●視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路から受付への経路）	■			
●障害者用トイレへのオストメイト水洗器具の設置	■			

●：整備基準への適合が求められる整備

○：整備基準適合以外の整備

(3) 都市公園特定事業

【整備方針】

○高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、都市公園移動等円滑化基準への適合に努めます。

【整備概要】

①峰塚公園 [事業者：市（公園管理者）]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
●段差部の解消（トイレ前、休憩施設前）	■			
●障害者用トイレへのオストメイト水洗器具の設置		■		
●スロープ接続部への点状ブロックの設置（トイレ前）	■			

(4) 路外駐車場特定事業

【整備方針】

○高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、路外駐車場移動等円滑化基準への適合に努めます。

○車いす利用者が、より利用しやすい駐車スペースや移動経路の確保に努めます。

【整備概要】

①ワンパーク古市駅前駐車場 [事業者：株式会社イチネンパーキング]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
○車いす対応駐車場の増設	■			

●：整備基準への適合が求められる整備

○：整備基準適合以外の整備

(5) 道路特定事業

【整備方針】

- 高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、道路移動等円滑化基準への適合に努めます。
- 道路の状況により基準への適合が困難な箇所については、当面出来る整備を行い、利用者の安全確保に努めます。

【整備概要】

①国道 166 号 [事業者：大阪府（道路管理者）]

区間		整備内容		整備時期			備 考
起点	終点			短期	中期	長期	
白鳥交差点	近鉄古市駅踏切	北側	●歩道の拡幅		■		沿道商業施設事業者の協力が必要 歩道拡幅に関してはバス事業者、警察署との協議が必要
			●舗装面の修繕		■		
			●勾配の緩和（横断勾配）		■		
			●視覚障害者誘導用ブロックの設置		■		
			○溝蓋の改善		■		
			○電柱等障害物の移設		■		
		南側	●舗装面の修繕		■		
			○溝蓋の改善		■		
近鉄古市駅踏切	市道誉田古市1号線	北側	●舗装面の修繕		■		
			○溝蓋の設置及び改善	■			沿道地権者の協力が必要
		南側	●舗装面の修繕		■		
			○溝蓋の設置及び改善	■			沿道地権者の協力が必要
踏切			○平坦性の確保		■		鉄道事業者との協議が必要

●：整備基準への適合が求められる整備

○：整備基準適合以外の整備

②国道旧 170 号 [事業者：大阪府（道路管理者）]

区間				整備時期			備 考
起点	終点			短期	中期	長期	
市道誉田古市1号線	白鳥北交差点	東側	●段差の解消（脇道からの接続部）	■			
			○溝蓋の設置及び改善	■			沿道地権者の協力が必要
		西側	●段差の解消（脇道からの接続部）			■	
			○溝蓋の改善			■	沿道地権者の協力が必要
白鳥北交差点	白鳥交差点	東側	●舗装面の修繕	■			
			●段差の解消（脇道からの接続部）	■			沿道地権者の協力が必要
			●視覚障害者誘導用ブロックの設置	■			
			○電柱等障害物の移設		■		
			○溝蓋の設置及び改善	■			
		西側	●舗装面の修繕			■	
			●勾配の緩和			■	
			○電柱等障害物の移設			■	
			○溝蓋の設置及び改善			■	沿道地権者の協力が必要

③国道 170 号 [事業者：大阪府（道路管理者）]

区間				整備時期			備 考
起点	終点			短期	中期	長期	
保健センター前	白鳥北交差点	東側	●舗装面の修繕			■	
			●勾配の緩和			■	
			●視覚障害者誘導用ブロックの設置			■	
			○溝蓋の設置			■	沿道地権者の協力が必要
		西側（市役所側）	●舗装面の修繕	■			
			●勾配の緩和	■			
			●視覚障害者誘導用ブロックの設置	■			
			○溝蓋の設置	■			沿道地権者の協力が必要

●：整備基準への適合が求められる整備

○：整備基準適合以外の整備

④市道菅田古市1号線 [事業者：市（道路管理者）]

区間				整備時期			備 考
起点	終点			短期	中期	長期	
国道 166号	国道旧 170号	東側	●舗装面の修繕				
			●障害物の移設				
		西側	●舗装面の修繕				

⑤市道郡戸古市線 [事業者：市（道路管理者）]

区間				整備時期			備 考
起点	終点			短期	中期	長期	
峰塚公園前	白鳥交差点	北側	●勾配の緩和				沿道地権者の協力が必要
			●舗装面の修繕				
			●視覚障害者誘導用ブロックの設置				
			○溝蓋の改善				
		南側	●勾配の緩和				沿道地権者の協力が必要
			●舗装面の修繕				
			●視覚障害者誘導用ブロックの設置				

●：整備基準への適合が求められる整備

○：整備基準適合以外の整備

（６）交通安全特定事業

【整備方針】

○高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、信号機等の交通安全施設の整備に努めます。

【整備概要】

①交通安全施設 [事業者：大阪府公安委員会]

整備内容	整備時期			備 考
	短期	中期	長期	
音響信号機への改良				
L E D信号機への取替				入替え時に順次導入
路上駐車車両の取締りの強化				



（例）従来の信号機



（例）L E D信号機

（７）その他の事業

生活関連経路として選定した民間所有地を含む「古市駅前ロータリー」と「古市駅西歩行者専用通路」については、段差解消をはじめとする通路の安全、安心な歩行空間の確保に向け、地権者、関係機関とも継続的に協議・調整を行います。